

平成 26 年度「厚生労働科学研究委託事業（中枢神経系に作用する物質の迅速検出方法の開発に関する研究）」に係る仕様書

1. 事業名

平成 26 年度「厚生労働科学研究委託事業（中枢神経系に作用する物質の迅速検出方法の開発に関する研究）」

2. 事業の目的

危険ドラッグに含まれる合成カンナビノイド系物質等の中枢神経系に作用する物質については、現在、ガスクロマトグラフ-質量分析計（GC-MS）や液体クロマトグラフ-質量分析計（LC-MS）を用いた測定法が存在するが、これらの測定法は、特異性は高いものの、比較的高価な測定機器が必要であり、機器の操作、結果解釈について専門的知識を要するなどその汎用性は決して高いとは言えない。一方で、生体反応を応用した検出方法は、特異性は劣るものの同じ生化学的特性を有する物質を一律に測定でき、かつ、迅速簡便であるため、医療機関での応用も期待できる汎用性を有するものである。現在、このような生体反応を応用した中枢神経系に作用する物質の検出方法として実用に至っているものはないため、その開発に関する研究を行うことを目的とする。

3. 事業の概要等

中枢神経系に作用する物質について、生体反応を応用した迅速検出方法の開発を検討する。具体的には、危険ドラッグの成分として頻度が高い物質（例えば、カンナビノイド系物質）の検討を行うべく、被検物質と生体内の作用点（例えばカンナビノイド受容体）との親和性を利用した検出方法を中心に、精度確認を含めて検出方法の開発に関する研究を実施する。また、実施に当たっては、中枢神経系に作用する物質の地域特性（分布の偏り）の影響なども考慮できるよう、相当の全国規模での体制を構築する。

4. 予算額

1 課題あたり上限 150,000 千円

5. 実施期間

契約日から平成 27 年 3 月 31 日（火）までとする。

6. 成果物

研究報告書 10 部（A4 版）

7. 納入期限

平成 27 年 3 月 31 日

8. 納入場所

東京都千代田区霞が関 1-2-2 厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課

9. 採択基準

応募された研究計画について、以下の観点に基づき審査する

ア 専門的・学術的観点

(ア) 研究の厚生労働科学分野における発展性

(イ) 研究の独創性・新規性

(ウ) 研究計画の実現性・効率性

(エ) 研究者の資質、施設的能力

イ 行政的な観点（政策等への活用可能性）

ウ 効率的・効果的な運営確保の観点

エ 総合的観点

10. 委託契約の締結

本事業においては、採択された者と厚生労働省が委託契約を締結するものとする。

11. 再委託について

再委託については、以下のとおり取り扱うこと。

ア 契約に関する事業の全部を一括して再委託することは禁止。

イ 総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分の再委託は禁止。

ウ 契約に関する事業の一部を再委託する場合、「再委託に関する承認申請書」が必要。

エ 契約に関する事業の一部を再委託する場合は、原則、契約額の1/2未満。

オ 再委託する場合は、その最終的な責任は受託者が負う。

12. その他

本仕様書について疑義が生じた場合は、厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課に照会すること。

また、本仕様書に記載されていない事項等については、厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課と協議の上、決定する。